里親制度推進（認定件数等の増加）に伴う対応について

資料３

１　現状

里親認定の適否については、現在、児童福祉法施行令第29条の規定に基づき、児童福祉専門分科会の審議事項としており、また、里親の辞退についても同専門分科会への報告事項としている。

＜過去の里親審議件数＞

年度	開催数	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親	年度合計
25年度	2回	4	2	0	0	6
26年度	5回	5	0	3	2	10
27年度	2回	5	0	2	0	7
28年度	3回	5	0	2	2	9
29年度	2回	7	0	2	2	11
30年度	―	９件の審議待ち（H30.10.16現在）				

（参考）辞退者数
5
4
1
7
3

２　国の動向

（１）児童福祉法改正（平成28年）

里親等を優先し、家庭と同様の環境における養育の推進を明確化

（２）新しい社会的養育ビジョン（平成29年）

ア　就学前の子どもは、原則として施設への新規措置入所を停止

イ　愛着形成に最も重要な時期である**3歳未満**は、概ね**5年以内に里親委託率75%以上**

ウ　それ以外の**就学前児童**は、概ね**7年以内に里親委託率75%以上**

エ　**学童期以降**は、概ね**10年以内を目途に里親委託率50%以上**

オ　里親への包括的支援体制の抜本的強化

＜千葉市の社会的養護の現状＞

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
里親登録者数（※1）	53組	59組	65組	67組	75組
要保護児童数合計（a）（※2）	159人	174人	167人	167人	167人
里親委託児童数（b）	20人	21人	25人	28人	39人
ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ児童数（c）	8人	12人	12人	11人	10人
児童養護施設･乳児院（d）	131人	141人	130人	128人	118人
里親等委託率(b＋c）／a(※3)	17.6%	19.0%	22.2%	23.4%	29.3%

（参考）全国里親等委託率	15.6%	16.5%	17.5%	18.3%	-

※１　里親登録者
　市で登録されている里親（虐待や養育困難等、事情があって家庭で暮らせない子どもを家族の一員として迎え、養育してくださる方々）

※２　要保護児童数
　虐待や養育困難等、事情があって家庭で暮らせない子どもたちについて、里親のほか、
・ファミリーホーム（里親等に補助者を付け、５～６人定員で子どもを養育する制度）
・乳児院（主に０・１歳児の入所施設）
・児童養護施設（主に２～18 歳児の入所施設）に措置している児童数

※３　里親等委託率
　要保護児童数に占める里親・ファミリーホームなどの家庭と同等の環境に委託している児童の割合

３　課題

（１）児童福祉専門分科会は、定例的には年２回の開催となっており、通常、第１回を８～１０月頃、第２回を３月頃開催している（特別に審議が必要な場合は追加で開催）。

（２）左記のとおり、本市の里親等委託率の状況は、全国平均を上回る水準にあるものの、国が示した取組目標を達成するためには、里親制度のより一層の推進（本市の里親等委託率の増加）が求められている。

　里親制度の推進に伴い、今後、**里親認定に関する審査件数が増加することが想定**されるため、現状の定例的な開催回数（年２回）では、多数の里親候補者が、認定を受けるために、最大で半年程度待たされるケースも想定される。

（３）認定までにかかる期間が長期化すると、里親候補者のモチベーションの低下等、里親の担い手確保に影響が出るおそれが懸念されることから、**認定期間の短縮化のための方策を検討する必要**がある。

４　対応案

里親認定の適否及び辞退についての**所管（権限）を児童福祉専門分科会処遇検討部会へ変更**する。

処遇検討部会において審議した状況は、児童福祉専門分科会において報告を行うこととする。

＜処遇検討部会において審議するメリット＞

　児童福祉専門分科会処遇検討部会は、下表の部会に位置づいており、**児童の処遇に関する事項の調査審議**を所管している。

　里親認定の適否については、同部会における審議事項とすることで**専門的な見地からより効率的かつ効果的な審議が迅速**にでき、**里親候補者の認定に要する期間を短縮**することが期待できる。

＜組織体系＞

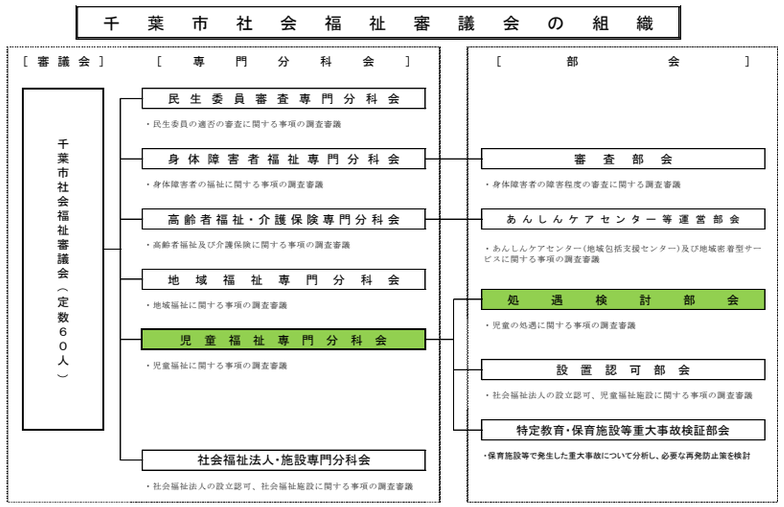

＜規定＞

千葉市社会福祉審議会条例（抜粋）

第9条（部会）
　３　**児童の処遇に関する事項を調査審議**するため、児童福祉専門分科会に処遇検討部会を置く

千葉市社会福祉審議会運営要綱（抜粋）

第3条（部会の議事）
　(3) **児童の処遇に関する諮問**　処遇検討部会

５　審議について

　里親認定の適否に係る審議及び里親の辞退に係る報告については、処遇検討部会の専管事項とし、状況に応じて年４回程度の審議を行うこととする（児童福祉専門分科会との同日開催も想定）。

　なお、**当該事項については、里親会選出の委員が審議等に加わることとする**。

＜処遇検討部会委員（H30.10.16 現在）＞　（敬称略）

氏名	役職等
佐藤　愼二	植草学園短期大学福祉学科教授
木村　章	千葉市医師会精神科
今田　進	千葉市医師会小児科
北川　裕子	千葉市小中学校長学校運営協議会
中溝　明子	弁護士